

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	平成27年度 枚方市保健所運営協議会
開催日時	平成27年7月2日（木） 14時00分から15時40分まで
開催場所	枚方市市民会館 1階 第1・第2集会室
出席者	会長：藤本良知委員 副会長：原久永委員、岩瀬敦彦委員 委員：上野仁委員、澤田敏委員、芝吹眞智子委員、田中昌博委員、 田畑卿子委員、寺西勉委員、西山利正委員、野原隆司委員、 畑和美委員、早川保子委員、藤中明広委員、松本奈美江委員、 宮原保子委員、渡邊幹男委員
欠席者	籠本孝雄委員、小竹斎委員、高野勝委員、富岡信隆委員、山崎芳郎委員
案件名	1. はじめに 2. 平成26年度の取組みについて 3. 今後の重点施策について
提出された資料等の名	資料1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料2 今後の重点施策 資料3 「働く世代への健康づくり（地域・職域連携推進事業）」 資料4 「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して ～産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）の取組み～」 別冊 平成26年度の取組み
決定事項	なし
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 （事務局）	健康部 保健企画課

審 議 内 容

事務局

皆様、お待たせいたしました。それでは定刻になりましたので、ただ今より、平成27年度の枚方市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております、枚方市保健所副所長の西田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本協議会の最中に、審議の風景の写真撮影を行うことがあります。何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、市長の竹内から、一言、挨拶をさせていただきます。それでは、市長、よろしくお願いいたします。

竹内市長

皆様、こんにちは。枚方市長の竹内脩でございます。

平成27年度枚方市保健所運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日何かとお忙しい中、ご出席賜り、また日頃より本市行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、枚方市が中核市に移行して1年が経過しました。この間、委員の皆様には、本市の都市ブランドである「健康医療都市ひらかた」の推進に多大なるご協力をいただき、大変感謝しております。

今年の3月には、災害発生時における迅速かつ適切な医療救護活動の展開を図るために、市立ひらかた病院を拠点に、災害医療訓練を実施いたしました。そこでは、枚方市医師会を中心に、枚方市歯科医師会や枚方市薬剤師会の皆様にも参画いただきながら、模擬患者40人に対してトリアージを行うとともに、枚方寝屋川消防組合によって重症患者を地域災害拠点病院に搬送するなど、実践的な訓練を行うことができました。近い将来予想されている南海トラフ巨大地震の発生に備えるため、引き続き迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができる体制づくりに取り組んでまいります。

また、6月には、市内の医療機関に医療通訳ボランティアを派遣する事業を大阪府内で初めてスタートいたしました。本市に住む外国人はおおよそ3,800人で、北河内の中でも多い状況です。医療通訳ボランティアを派遣することで、日本語を話せない外国人が安心して医療機関を利用できるとともに、コミュニケーションの難しさによる医師の負担やリスクの軽減につながると考えております。

一方、枚方市保健所といたしましては、昨年の12月から、産後ママ安心ケアサービスをスタートいたしました。この事業につきましては、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に、家族から援助を受けられない、あるいは育児に不安があり、養育支援を必要とするお母さんと赤ちゃんに対して、心身の安定や育児不安の解消を図ることによって、家庭での円滑な育児を支援することを目的としています。「枚方市で産み、育てたい!!」そう思うてくださる若い世代からも選ばれるまちとなるように、今後も妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を充実させていく所存でございます。

また、今年の4月からは、こころの健康相談の専用ダイヤルの運用もスタートいたしました。保健所では、従来から、電話や面接での精神保健相談のほか、精神科医等による予約制の専門相談を実施してまいりました。新たに専用ダイヤルによる電話相談を開始し、身近で気軽に相談できる体制を整えることで、こころの健康について悩みを抱えている方に対して、専門職が早期に適切な相談や支援を行うことができるものと考えております。

これらの取り組みを実施することができるのも、本日も出席賜っております委員の皆様のご協力のおかげでございます。

5つの公的病院や3つの医系大学があるなど、健康と医療に関わる社会資源が充実していることは、本市の大きな強みであります。これからも、この強みを活かして、「健康医療都市ひらかた」の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、公衆衛生の第一線機関であり、市民の健康づくりの拠点となる保健所の運営にお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、平成27年度の枚方市保健所運営協議会の開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局	(委員紹介)
事務局	<p>なお、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。</p>
	(竹内市長退席)
	<p>それでは、これからの進行は、藤本会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。</p>
藤本会長	<p>皆さん、こんにちは。枚方市医師会の会長の藤本です。本協議会の会長を務めさせていただきますので、どうぞご協力よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、午後4時頃までという予定で進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、事務局から、委員の出席状況、資料の確認、会議録の取扱いについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員は17名で、枚方市保健所運営協議会条例に基づき、この協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料につきましては、次第のほか、資料1「枚方市保健所運営協議会委員名簿」から資料4「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して」までの資料をホッチキス止めしたものを1冊ご用意しております。また、別冊資料としまして、「平成26年度の取組み」という冊子を配付させていただいております。</p> <p>過不足はございませんでしょうか。不備等がございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。</p> <p>(不備等なし)</p>
	<p>次に、会議録につきましては、協議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員の確認を経て、会長の承認をいただいた後に、正式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
藤本会長	<p>それでは、次第2「平成26年度の取組みについて」を議題とします。</p> <p>枚方市保健所の永井所長から、平成26年度の取組みについて、報告をお願いします。</p>
事務局	<p>枚方市保健所の永井でございます。今日はどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>私から平成26年度の枚方市保健所の主な取組みについて報告させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております分厚い方の冊子、「平成26年度の取組み」という別冊資料の9ページ、「事務事業執行概要」の部分をご覧ください。</p> <p>まず、保健企画課の取組みでございますが、</p> <p>同じページの(2)「エボラ出血熱対策」について、アフリカ西部地域で流行したエボラ出血熱対策といたしまして、昨年12月25日に、疑似症患者の市内発生を想定して、アイソレーター付きの搬送車両を使った患者の移送訓練や消毒訓練、防御具の着脱訓練を実施いたしました。さらに、枚方寝屋川消防組合との間におきまして、疑似症患者の移送に係る協力体制についての申し合わせを行い、危機事象の発生に備えました。</p> <p>次に、10ページの(5)「薬物乱用防止の啓発について」をご覧ください。新聞やテレビ等のマスコミにより報道されている危険ドラッグについて、多くの市民にその危険性を認識してもらうとともに、薬物乱用防止の意識を高めることを目的に、昨年7月29日に、枚方市駅のコンコースにおきまして、枚方警察署と共に、薬物乱用防止のチラシを挟んだポケットティッシュを配布し、薬物乱用防止キャンペーンを実施しました。</p>

次に、保健衛生課の取組みについてでございます。

まず、10ページの(1)「食品衛生関係」です。食品衛生法等の関係法規及び毎年度策定する「枚方市保健所食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設に対する監視指導、市内で流通する食品や製造された食品の取去検査を実施いたしました。また、食品事業者対象の衛生講習会や食中毒予防街頭キャンペーン等を実施することで、食中毒等食品に起因する衛生上の危害発生防止の啓発に努めました。

次に、(2)「環境衛生関係」でございますが、理容所、美容所、クリーニング所、旅館等の生活衛生施設や、特定建築物、プール施設等に対して立入検査を実施し、衛生基準の遵守について指導を実施いたしました。また、特にレジオネラ症発生予防のため、公衆浴場やプール施設に対して、レジオネラ属菌の検査も実施いたしました。

次に、(3)「試験検査関係」でございますが、感染症や食中毒を疑う事例が発生した場合に、迅速な原因究明と感染拡大防止のため、細菌やウイルス検査を実施いたしました。また、市民の方からの検便の依頼検査も実施いたしました。

その他、食品の取去検査につきましては、昨年度は、大阪府立公衆衛生研究所に検査依頼をしながら、同じ検査を当保健所でも実施し、精度確認をしておりましたが、今年度からは残留農薬等の一部検査は大阪府に依頼いたしますが、それ以外は本市で実施しております。また、環境衛生関係では、レジオネラ属菌等の水質検査やおしぼりの検査を実施いたしました。

次に、11ページの(4)から(6)にある「動物管理関係」でございますが、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付事務、並びに犬の捕獲や飼い主からの犬猫の引取り業務を行いました。

また、殺処分される犬猫の減少に向けた取組みとして、犬猫の不妊手術費用の一部補助事業、及び収容した犬猫について新しく飼い主になることを希望される市民の方に譲り渡す「譲渡制度」を昨年秋から実施しております。

次に、保健予防課の取組みでございますが、

まず、11ページの(1)「感染症対策」について、従来の結核対策、エイズ・性感染症予防対策、その他感染症の迅速な疫学調査の実施及び感染拡大防止の他、昨年度はデング熱の国内発生やエボラ出血熱の海外流行を受け、市内発生時の初動体制の整備に努めました。

また、12ページの(2)「精神保健業務」では、緊急を要する相談が多く、精神科医療未受診者や医療を中断している精神障害者に対して、受療支援の他、精神障害者及び家族への支援として、「アルコール問題に悩む人達の集い」「精神保健家族教室」「ひきこもり家族交流会」を実施しました。自殺予防対策としては、警察からの紹介による自殺未遂者相談支援事業を行い、自殺未遂者や家族に寄り添い、再発予防のための支援を行っています。また、大阪府下中核市では初めてとなる精神科病院実地指導、23条通報措置診察立会い業務の移譲を受け実施しています。

次に、(3)「難病対策事業」でございますが、平成26年5月に難病法が制定され、平成27年1月より対象疾患が従来の56疾患から110疾患に拡大し、さらに昨日7月1日より306疾患となるなど、新たな医療費助成制度がスタートしました。新規申請者には保健師が全数面接を行うとともに、支援の必要な難病患者家族に対して保健師が相談に応じ、介護・福祉・障害分野の職種と連携し療養支援を行う他、専門医療職による訪問相談、講演会、患者家族交流会を実施し、在宅難病患者の社会参加、QOL（生活の質）の向上、セルフケア能力の向上を図りました。また、難病患者・家族が安心して在宅療養ができる地域づくりの一環として、「枚方市神経難病対策医療ネットワーク会議」を開催し、難病専門医をはじめ地域の関係職種の連携強化に努めています。

その他に、(4)「不育症治療費助成」についてでございますが、平成26年度からの新たな業務として、不育症の方への出産支援を目的に、不育症の検査及び治療に要した費用に対する助成を開始しています。検査費用の助成を含めての実施は、大阪府下初の取組みです。

次に、保健センターの取組みでございます。

まず、13ページの(1)「母子保健事業」の取組みについて、中核市移行に伴いまして、府

と市が連携を図りながら重層的に担っていた本市の母子保健事業を、保健センターにおいて一元化し、総合的で一貫した体制のもとで実施していくことになりました。

ここで、新たに実施したものを3点ご報告します。

1点目は、これまで大阪府保健所において実施されていた身体障害児及び長期療養児に対する療育指導事業を実施しました。小児科医師、歯科医師、言語聴覚士等専門職による健康診査及び相談や、保健センターへの来所が困難な場合は訪問でも行っています。平成26年度は計53回実施し、受診延人員は120人でした。合わせて、在宅指導が必要な児に対しては、保健師等が訪問指導を行い相談に応じています。

2点目は、これからの母子保健施策を充実・強化し、総合的で効果的に推進していくために、母子保健推進連絡会を設置しました。この連絡会では、医師会、歯科医師会や医療施設等の関係機関、団体と意見交換や連絡調整を行っており、平成26年度は10月と2月の計2回開催しました。

3点目は、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の構築をめざして、12月から枚方市産後ケア事業を開始しました。産後ケア事業の詳細につきましては、後ほどご報告をさせていただきます。

また、妊娠届出や医療機関等との連携のもと、出産後の養育について、出産前からの支援が必要な妊婦を早期に把握し支援につなげることで、育児不安の解消や児童虐待の予防・早期介入の強化に努めています。

次に、同じページの(2)「予防接種事業」についてでございますが、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種を実施しております。平成26年10月より、あらたに水痘と高齢者肺炎球菌予防接種を開始しました。

そして、14ページの(3)「成人及び高齢者の保健事業」につきましては、いつまでも健康でいきいきと暮らすことができるまち「健康医療都市ひらかた」の実現に向け、「第2次枚方市健康増進計画」に基づき、さまざまな取組みを行っております。

健康づくりをさらに推進するにあたり、平成27年2月に、「枚方市健康増進計画審議会」に、歯科口腔保健分野から新たに委員を追加し、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「枚方市歯科口腔保健計画」の策定について諮問を行っております。現在も審議を継続していただいております。来年3月の策定を目指しております。

がん対策につきましては、平成21年度から開始しておりますがん検診無料クーポン券送付事業をがん検診の種類、年齢を拡充しながら継続実施をしております。また、胃がんの発生に関連のあるピロリ菌抗体検査の検査結果に応じた指導を行うことで、胃の健康度を保つとともに胃がん検診の有効性を伝え、双方の効果により胃がんによる死亡の抑制を図ることを目的にピロリ菌検査の費用助成を開始するとともに、胃がん検診の対象年齢を35歳以上に拡充するなど、充実を図っております。

平成26年度の枚方市保健所の主要な取組みにつきましては、以上のとおりでございます。

これらの取組みにつきましては、今年度も引き続き取り組んでまいります。とりわけ今後重点的に取り組みたいと考えているのが、「働く世代への健康づくり」と「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援」の2つでございます。それぞれの取組みにつきましては、のちほど担当課長から説明させていただきます。

藤本会長

ただいま報告がありました「平成26年度の取組み」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

発言に先立ち、所属とお名前をおっしゃっていただけると助かります。

(質疑なし)

藤本会長

ないようですので、次に移らせていただきます。また何かありましたら、後ほどお願いします。

続きまして、次第3「今後の重点施策について」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

それでは、保健企画課より、「働く世代への健康づくり」について、説明させていただきます。お手元の資料7ページかスライドをご覧ください。

こちらのグラフは、わが国における死因別による死亡率の推移です。

近年、国民の健康を脅かす主要な疾患となっている、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が上位を占めており、これらの予防と改善が大きな課題となっています。

こちらの表は、枚方市における働く世代の死亡原因です。こちらでも生活習慣病が上位を占めています。また、第2位の自殺については、年齢が上がるごとに増加する生活習慣病とは異なり、20歳代から60歳代のどの年代にも亡くなっている方があり、生活習慣病とともに働く世代の大きな健康問題でもあります。

次に、事業背景です。

働く世代を対象とした保健事業は、それぞれの制度によって、目的や対象者、実施主体、事業内容が異なることから、制度間の連携が行われてきませんでした。これらの制度を繋げ、働く世代への健康づくりの取組みや、地域保健と職域保健の連携が保健所に求められています。

そもそも地域保健とは、保健所や保健センター等が行う市民への健康づくりでございます。職域保健とは企業や事業所等が従業員に対して行う健康管理でございます。働く世代への健康づくりの必要性については、国の要綱とともに、平成26年3月に策定した「第2次枚方市健康増進計画」においても位置づけられています。

こちらのグラフは、枚方市国民健康保険室の平成24年6月のレセプトデータより、「年代別の生活習慣病の件数と医療費」です。50歳代から60歳代にかけて件数、医療費とも急増しています。退職等の影響により、加入者が3倍に増えていますが、生活習慣病の件数、医療費は、3倍どころではなく、約7倍に増加します。このことから、若い世代で放置されてきた生活習慣の積み重ねが60歳以降の健康状況に大きな影響を与えることがわかります。

それでは、枚方市における働く世代への健康づくりの取組みをご紹介します。

1つ目としまして、こちらに示しております各機関が実施されている健診の場に職員が出向き、受診者に対し、生活習慣病に関する啓発や健康相談等を行いました。また、合わせてアンケート調査も行いました。

2つ目といたしまして事業所訪問です。こちらは、管理栄養士が健康増進法に基づいて実施する、特定給食施設等いわゆる社員食堂への指導に保健師も同行し、事業所における従業員の健康状態や健康づくりの取組み等を把握しています。

3つ目は、関係機関連絡会議の実施です。こちらは、事業を共同実施する関係機関と連絡会議を実施し、アンケート調査の結果等も含め、地域保健と職域保健の課題や情報の共有を行っています。

では、ここからは昨年度実施しました「アンケート調査の結果」と「事業所訪問の状況」の一部をご紹介します。

アンケート調査は、ご覧の機関で実施させていただきました。

こちらは、北大阪商工会議所で、啓発やアンケート調査をさせていただいた時の様子です。健診を済まされた方に、保健師や栄養士が声をかけ、ご協力をいただきました。ちなみに写真は今年の様子です。

アンケート調査の内容はご覧のとおりです。年齢や性別をはじめ、がん検診の受診状況や喫煙状況等について聞かせていただきました。

こちらは、各健診の受診者数とアンケートの回収状況です。

今回は、注目したい結果として、北大阪商工会議所での健診受診者の「がん検診の受診状況」及び「喫煙状況」について報告いたします。

北大阪商工会議所が実施する定期健康診断は、北大阪商工会議所に入会している会員事業所に対して行われています。

アンケートの回収状況では、年齢は20歳～50歳代の方が多く、事業所の規模は小規模事業所にお勤めの方が85%、毎年定期健康診断を受けている方が85%という結果でした。

「この1年間にがん検診を受けましたか？」という問いに、「受けた」と答えた方がわずか18.8%。どのようながん検診を受けましたかという問いには、ご覧のような結果となっ

ています。平成25年に行った市民アンケートと比較しますと、子宮頸がんを除く全てのがん検診で受診率が低くなっています。50歳～60歳代の方でも「一度も受けたことがない」、「がん検診を知らない」と答える方もおられました。働く世代の方々には、がん検診に関する情報がまだまだ届いていないことがわかりました。

次は、喫煙状況です。全国的には、年々喫煙者が減少し、昭和40年から始まった全国調査で、喫煙率が昨年始めて20%を下回りましたが、今回のアンケート結果では喫煙率は30%を超え、男性では約半数が喫煙していることがわかりました。しかしながら、男性で喫煙している方のうち、57%の方が禁煙を希望していることもわかり、改めてたばこに関する情報発信の必要性を認識しました。

続きまして、事業所訪問の状況です。訪問時期は平成27年2月から5月、訪問企業数は15か所、事業所の規模は従業員数が80～700人です。聞きとりの内容をご覧のとおりです。

事業所の状況の1つ目といたしまして、喫煙状況です。今回訪問した事業所の全てで、敷地内禁煙を実施している所はありませんでした。健康増進法や労働安全衛生法に定められている受動喫煙対策の必要性は認知され、喫煙者も減少してきていますが、たばこを吸える場所が未だ残されているのが現状です。

2つ目といたしまして、生活習慣病対策です。健診結果や健康保険組合からの医療費に関する情報等から従業員の健康課題を把握し、産業医とも連携して具体的な対策を講じているのは1社。健診結果から健康課題は見出せているが、特に対策は講じていないのは12社。健診は受けさせているが、健康課題は把握していないのは1社。生活習慣病等は個人の責任であり、会社が対策を講じる必要はないと考えているのは1社でした。また、がん検診については、従業員の受診状況を把握しているのは2社となっています。

3つ目といたしまして、従業員に対する健康情報等の発信状況です。健康保険組合や産業医との連携により、定期的に従業員に情報発信をしているのは1社。健診結果から従業員に必要な情報を個別に発信しているのは1社。情報を発信したいが、発信する情報がないのは13社。また行政に対する希望として、「健康に関する情報がほしい」と答えたのは、15社全てでした。

以上のことから、働く世代への健康づくりの課題といたしまして、生活習慣病等の課題を抱えている従業員は少なくありませんが、訪問した事業所のほとんどは、法で定められた健康管理に止まっており、従業員への健康増進の取組みに対する意識は、決して高いとは言えない状況です。また、行政からは事業所等に情報発信ができておらず、行政として事業所が行う健康づくりの取組みを直接支援する方法や、情報を届ける手段もないといった状況です。

そこで、今後の取組みとしましては、現在も行っている栄養士による事業所の巡回指導に保健師も同行し、実態調査を深めるとともに、更なるニーズの把握に努めます。次に情報提供です。巡回指導時に食と健康に関する情報を提供したり「保健所つうしん〈企業版〉」を発行したりして、健康に関する情報を提供します。また、事業所向けの講演会も行っていきます。今年度は、事業所の総務担当者向けに、産業医による健康経営や実際に健康づくりに取り組んでいる企業からの報告、メンタルヘルスに関する内容等を予定しています。

資料の13ページをご覧ください。こちらは、5月に発行いたしました、「保健所つうしん〈企業版〉」の第1号です。今回は「世界禁煙デー」に合わせてたばこに関する内容を掲載いたしました。今後は、生活習慣病やメンタルヘルスに関する情報等を年4回程度発行する予定です。巡回指導を行った事業所にメール配信し、職域の関係機関にも設置していただいております。

これらの取組みを通じて、従業員の健康は会社の成長を支える経営基盤であることを事業者に啓発できればと考えています。

12ページのスライド23をご覧ください。

先ほどご説明いたしました取組みがより多くの事業所に届けられるよう、「枚方市版企業健康応援プログラム」を検討したいと考えています。イメージとしましては、従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業が市に登録していただき、市は、健康づくりに取り組む企業に対し、その企業に応じた情報発信や健康相談、健康教育等の支援を行います。このように、市が直接かつ継続的に企業を支援できる仕組みづくりを構築したいと考えています。

	<p>こうした取組みが、働く世代における生活習慣病予防の知識の普及や、がん検診の受診率向上にも繋がり、ひいては市民全体の疾病予防や健康寿命の延伸に繋がるよう、取組みを推進していきたいと考えます。</p> <p>以上で保健企画課の報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。</p>
藤本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありました「働く世代への健康づくり（地域・職域連携推進事業）」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>資料を見せていただくと、非常におもしろいデータがたくさん並んでいます。</p>
原副会長	<p>先ほどもありましたように、現在「枚方市歯科口腔保健計画」を作成しております。この中でもやはり働く世代での健診受診率の低さ、歯周病もやはり生活習慣病の一部と言われておまして、20歳代からの発症が指摘されております。重症化するのが50歳ぐらいで、重症化してしまってから治療を受けるために医療費がかかってしまうということですので、職域連携というのは非常に重要であると思っております。この推進事業の中に口腔保健についても入れていただければと思っております。</p> <p>成人歯科健診も行っておまして、35歳から5歳刻みで健診を受けられますので、そういったことも広めていただければと考えております。</p>
藤本会長	<p>ありがとうございました。歯科の先生方も一生懸命取り組んでいただいているということですが、他に何かありましたらお願いします。</p>
野原委員	<p>特に我々は禁煙に関してかなり関心を持っておりまして、東京オリンピックに向けて禁煙キャンペーンをやろうという雰囲気になっております。枚方のコンソーシアムでも、禁煙事業というのはやはり大々的にもっとやっていただきたい。私の印象では、このままこういうことをやっても、ほとんど変わっていかないのではないかと。ですから、禁煙率何%を目指すというはっきりとした目標値を立ててやるのか、あるいは飲食店でもキャンペーンをやるとか。病院では敷地内禁煙は普通にやっておりますが、あまりにも生活されているところとギャップが大きい。要するに、もっとしっかりとした禁煙目標を立ててやる方がいいのではないかと考えております。よろしくをお願いします。</p>
藤本会長	<p>この北大阪商工会議所の成績を見ても、男性で47.7%という喫煙率は非常に高い数字だと思いますし、その内の半分が禁煙を希望しているということで、禁煙しやすい環境、禁煙しないと具合が悪い環境にしていくことが必要ではないかと思っております。</p>
事務局	<p>説明の中でも出ておりました「第2次枚方市健康増進計画」の中で、禁煙の部分で目標値を定めておまして、平成30年までには喫煙率12%を達成するというのを目標に取り組んでおります。この計画を作成したときには喫煙率18%という数字が出ておりましたので、12%に近づけるような取組みをしようということで進めています。</p>
野原委員	<p>20歳代、30歳代の女性が多いところにターゲットを定めるとか、ある程度焦点を絞った目標値をしっかり立てた方がいいのではないかと考えています。</p>
藤本会長	<p>目標を絞って禁煙計画を立てるということは必要だと思います。</p> <p>北大阪商工会議所の喫煙率が高いというのは、何か理由があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>一概には言えないかもしれませんが、小規模事業所、物作り産業の方が多かったというのがあるかと思っております。禁煙に対する我々の周知ができていなかったというのを感じております。</p>
野原委員	<p>参考に教えていただきたいのですが、市役所の喫煙率はどれぐらいですか。目標値以下ですか。</p>

事務局	職員の喫煙率は、男性はまだ3割ぐらいあるということを職員課から聞いております。全体で平均しても2割を超えるか超えないかというところです。
野原委員	まずは市役所が目標値を達成していただきたい。よろしくお願いします。
藤本会長	市役所は分煙ですよ。日本全国どの人でも寿命や医療費を考えるとやはり禁煙に越したことはない時代ですので、よろしくお願いします。 それから、15のスライドのがん検診のアンケートで、子宮頸がん検診の受診率は、北大阪商工会議所のアンケートでは24.8%で、市民アンケートの23.5%より高いけれども、他の検診は市民アンケートの方が高いということになってはいますが、理由を教えてくださいか。
事務局	推測ではありますが、市民アンケートは、無作為で送らせていただいて、関心の高い方が送り返してくださるので、バイアスがかかっていることが考えられます。
藤本会長	母数の偏りと言う事ですか。
事務局	そうです。
藤本会長	特定健診は、企業が中心になってやることになっていると思いますけれども、19のスライドで「生活習慣病は個人の責任だから、会社が対策を講じる必要はない。」と答えた事業所がありますが、これはよろしくないと思うのですが、いかがでしょうか。保健組合が中心となってやることになっていると思います。
事務局	労働安全基準上、年1回の健康診断を受けるというのが事業主の責務とされていますので、このアンケートによりますと、その範囲で止まっているということの裏返しの言葉ではないかと思えます。
畑委員	健康診断では、保健師さんがたくさんデータを取りに来ていただきまして、本当にありがとうございます。 6月・7月は集中月間ということでやっておりますけれども、北大阪商工会議所に健診を受けに来ていただいている方というのは、事業所規模が、資料では50人未満と書いてありますが、もっと細かく言うと20人未満の事業所です。20人以上のところは健診車が事業所に出張して受けていただくので、来ていただくのは20人未満という小規模の事業所なので、喫煙に対する事業主の啓発等がまだまだ徹底されないと感じております。それで男性はこれだけ高い喫煙率になっているのかなと思います。 生活習慣病健診も2月にやっているのですが、やはり受診料が高いので、事業所負担というところまでは行かなくて、受診されている方は50人ぐらいです。 ここに書かれているのが当たっているというのが担当者レベルで感じたことです。
藤本会長	それでは、続きまして、「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して～産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）の取組み～」について、説明をお願いします。
事務局	それでは、保健センターから、「妊娠・出産から子育て期の切れ目のない支援を目指して～産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）の取組み～」についてご説明させていただきます。資料の17ページ又はスライドをご覧ください。 保健センターの母子保健における重点課題は、3つの課題を設定して取組みを進めています。 1つ目は、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の仕組みづくりを強化していくこと。 2つ目は、特定妊婦の把握と支援や、乳幼児健診未受診対策も含め、虐待の早期発見、

早期対応の強化を図ること。

3つ目は、昨年度中核市に移行したことに伴い大阪府から引継いだ、重症心身障害児を含む身体障害児及び慢性疾患児への支援の推進です。

本日の報告は、この中の第1の課題に当たります。

産後ケア事業の実施に至った経緯、背景について、まずご説明させていただきます。

国は、少子化の対策の柱として、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を掲げ、「子育て支援」「働き方改革」に加え、「地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化」を打ち出しました。

この切れ目のない支援を全国に広げていくために、厚生労働省は、平成26年度は妊娠・出産包括支援モデル事業を、平成27年度は妊娠・出産包括支援事業を立ち上げています。

平成26年度の妊娠出産包括支援モデル事業においては、3つの柱が掲げられています。

1つ目は、母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等の支援ニーズに応じて、必要な支援につなぐ「母子保健相談支援事業」。

2つ目は、妊産婦の孤立感の解消を図るための相談支援を行う「産前・産後サポート事業」。

3つ目は、出産直後に休養やケアが必要な方に対する心身のケアやきめ細かい育児支援を行う「産後ケア事業」です。

これらの3つの事業を柱に、地域の特性に合わせて切れ目のない支援の展開を図るものが、モデル事業として位置づけられました。

こうした国の動きと合わせ、枚方市において、妊娠から出産後までの支援の現状が、事業を立ち上げるまではどのようなものであったのかお伝えします。

ここでは、主な取組みを6つご紹介します。

まず、支援のスタートとして、妊娠届出時にすべての妊婦さんにアンケートを実施しています。アンケートの内容を工夫しながら、その中で、個々の妊婦の状況を把握し、必要に応じて、地区担当保健師が訪問や電話による相談支援を開始しています。

2つ目は、「すくすく子育て手帖」の配布です。妊娠から子育て期において、どのようなサービス、どのような相談が利用できるのか、周知を図るといいます。手帖は、母子手帳と同じサイズとなっており、常時携帯してもらえようとしています。

3点目は、妊産婦健康診査公費助成です。公費助成は全国どこの市町村でも取り組まれています。116,840円という額は、国が示す望ましい健診の回数と検査の内容をほぼ自己負担なく受けていただけるものになっています。また、妊娠期から産後1年間、市内の歯科医院において、妊産婦歯科健康診査を市の独自事業として実施しています。

4点目は、市立ひらかた病院との連携です。市立ひらかた病院は市内唯一の助産制度指定病院であり、生活基盤が弱い妊婦さんの出産が数多く取り扱われていますが、産後の入院中に保健センターの保健師が当番制で病棟を訪問し、産婦の全数面接を実施しています。この取組みが産後の地域での支援にスムーズにつながるきっかけとなっており、平成26年度においては、117件の産婦面接を実施しました。平成19年度から開始した産婦面接は、その後外来での妊婦面接へと発展し、特定妊婦の把握や妊娠期からの支援を医療スタッフとともに進めることにつながっており、全国的にも高く評価されています。

5点目は、出生連絡票の集約です。母子健康手帳に出生連絡票を挟み込み、出産後は、出生届と共に出生連絡票を提出してもらおうと、保健センターの各地区担当の保健師の手元に届く仕組みになっています。出生連絡票をもとに保健師が電話連絡等を行い、新生児訪問等につなげています。

6点目は、妊産婦・新生児乳児訪問です。地区担当保健師や助産師が訪問し、育児不安が強かったり、養育状況が気になるような産婦については、継続して訪問を実施しています。

以上のように、枚方市においては、これまで様々なかたちで、妊娠・出産から子育て期の支援を展開していました。

こうした取組みの中で、近年の出産病院からの退院時の引継ぎや訪問活動の中で、育児不安を訴える方が増えているといったことや、祖父母の高齢化等のために、産後の支援を受けられない母親が多くなってきているという実感が保健師にはありました。

また、出産後、自宅に戻るまでの里帰り期間が長引いているケースが増えている状況も

見られましたが、出産直後に利用できるサービスは新生児訪問しかなく、医療から地域での子育てにスムーズにつながる支援が不足しており、そこを強化する必要性が明らかとなりました。

そこで、医療から地域での子育てへとつなぐ、出産直後の支援の強化を図るため、国の妊娠・出産包括支援モデル事業を活用した産後ケア事業の展開を検討することになりました。

また、本市では、ご存知のとおり、「健康医療都市」の実現を都市ブランドに掲げ、平成24年8月、医師会・歯科医師会・薬剤師会の3師会をはじめ、市内の公的5病院や医療系の3大学等14団体による「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」を立ち上げ、取組みを行っています。

コンソーシアムにおける連携事業として8つの柱が設けられていますが、その1つに「母と子どもの健康支援のための連携事業」があり、この枠組みを活かし、医療機関との連携の下に事業展開を図ることになりました。

こうして、平成26年12月から「産後ママ安心ケアサービス」として始動しましたが、ショートステイ等の取組みは府内初となっています。

では次に、「産後ママ安心ケアサービス」について、少し詳しくご紹介させていただきます。

事業の目的として、「出産後の心身ともに不安定になりやすい時期に、より身近な場で母の心身の安定と育児手技の獲得、育児不安の解消を図ること」、「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築することで、出産後も安心して子育てができるよう、家庭での円滑な育児を支援すること」を掲げています。

対象は、枚方市民で、生後4か月未満の赤ちゃんと、産後家族からの支援が受けられない又は育児不安のあるお母さんです。

実施方法は、市内の産科医療機関又は助産所の空きベッドを活用し、宿泊型のショートステイと日帰り型のデイサービスを実施し、助産師等が心身のケア、休養、乳房のケア等の相談を行うというものです。

現在、サービス実施機関として、市立ひらかた病院と星ヶ丘医療センターの公的病院2か所、あきせウイメンズクリニックとイワサクリニックの民間クリニック2か所、ゆずりは助産院の計5か所に委託しています。

サービスプランに応じた時間帯や利用料等は、表にお示ししているとおりです。

利用者1人当たり、ショートステイ・デイサービス合わせて7回を利用限度としています。

ケアや指導の内容としては、3つのサポートを受けることができることになっています。

3つのサポートとは、1つ目はお母さんの体調管理やおっぱいの相談等のからだのサポート、2つ目は育児相談やお母さんの休養等こころのサポート、3つ目は赤ちゃんのお風呂の入れ方やおっぱいの与え方、ゲップのさせ方等の指導といった育児サポートです。

サービス利用の流れについては、図をご覧ください。

産後ケア事業の導入に合わせ、保健センターに母子保健コーディネーターを配置しました。

保健センターで利用希望の連絡を受けた後、母子保健コーディネーターが、自宅への訪問や病院での面接等で状況を把握し、産後ケア事業やその他の既存の事業につなげることとなっています。

母子保健コーディネーターは、保健師と助産師がその役割を担っていますが、助産師については、平成9年度から新生児訪問等の事業を通して、枚方市と共に地域の母子への支援を行い、市の関係事業についても把握している大阪府助産師会に委託しています。

利用して1か月後にコーディネーターが家庭訪問を行い、利用後も支援を継続しています。

次に利用者の状況についてお伝えします。

利用したい理由の多くが、お示ししている4つの点です。

1つ目は、夫が仕事で忙しい、祖父母が高齢であり介護が必要である等、家族からの支援が得られないということ。

2つ目には、休養したいというニーズです。この事業は、基本母子同室であり、赤ちゃん

んだけの預かりを行う事業ではありませんが、食事の用意をしなくてよいただでもうれし
いと言っていた方もいます。

3つ目には、赤ちゃんが泣いたとき、なぜ泣いているのか、どうしていいのかわからな
い等育児に対する不安があり、育児全般について教えてほしいといったこと。

4つ目には、産後直後においては、母乳育児を含め、授乳に関することを教えてほしい
といったニーズが見られています。

事業開始の12月から市民周知をスタートさせたこともあり、当初2か月間は利用があり
ませんでした。ようやく事業が軌道に乗り始め、利用が増えてきている状況です。

6月末までの利用者状況は、表にお示ししているとおりです。

利用者の実人数は15名、延べは17名で、2人が2回目を利用されました。

利用合計日数は、ショートステイ34泊、平均利用日数は2.2泊、最短は1泊、最長は利
用限度の7泊まで利用された方もいらっしゃいました。

デイサービスは、利用合計日数8日で、1人で7日間利用された方もいらっしゃいま
した。

お母さんの出産年齢は、35歳以上の方が17名中8名と約半数でした。また、出産年齢と、
経産婦であるか初産婦であるかをお示ししていますが、初めての産の方が12名で約7割
でした。また、上の子がいらっしゃる場合に、お父さんの仕事が休みのときに上の子をお
父さんに見てもらっている間に休養したいと利用された方もいます。

利用時点の赤ちゃんの日齢は、4～10日未満が17名中8名で、約半数が出産直後からの
利用となっています。

ここで事例を1つご紹介させていただきます。多くは本人からの希望があり利用申請が
なされますが、保健センターから利用を勧めたケースをご紹介します。

この方は、妊婦健診を1回も受けず、飛び込み出産による産でした。赤ちゃんを迎える
ための心の準備も物理的な準備も全く整っていないにもかかわらず、医療的には母子とも
に健康であり退院させざるを得ない状況でした。そのような中、産後ケア事業につながり、
地区担当保健師がコーディネートをして、利用中にお母さんと家族がしっかり話し合う時
間と場所を持ち、福祉等の利用も含め、地域の中で赤ちゃんとの生活が行えるよう必要な
サービスにつなげていく段取りを行いました。このケースを通じて、産後ケア事業に取り
組む意義を大きく感じました。

この写真は、医療機関で利用していただくときの部屋の様子です。

この写真は、沐浴指導を受けておられる様子です。

どこの医療機関においても、お母さんは出産後入院中に1回ぐらいは指導を受けておら
れますが、初めての産の場合、自分で家で行うことに不安を感じておられる方も多く、
滞在中に繰り返し丁寧に指導を受けられることで、お母さんの安心と自信につながって
いるようです。

利用者の声をご紹介します。

「このサービスでだいぶ救われました。実際に子育てをしてみないとわからないことを
聞いて良かったです。」といった声をいただいています。

また、「もっと回数を多く、期間を長くしてほしい」といった声や、「手続きを簡単に」
「迅速に」といった声もいただいております。今後の検討課題であると考えています。

さらに、先ほど紹介させていただいたような、大きな養育の問題を抱えるケースを支
援する保健師をはじめとする支援者側にとっても、この事業によって安心・安全が確保さ
れることにつながり、この事業の意義を改めて強く感じています。

産後ママ安心ケアサービスにおける今後の課題についてまとめさせていただきました。

1つは、これまで様々な方法で事業の周知に努めてきましたが、必要な方に情報が行き
届くよう、様々なツールを活用し、事業の周知をさらに進めていきたいと考えています。

また、委託機関と協力を図りながら、申請から利用までの迅速な対応やサービス内容の
安定した質の確保を図っていくことも課題となっています。

さらに、利用後のフォローとして、利用1か月後に家庭訪問を実施していますが、子
どもの成長発達段階に伴って変化する母の育児不安が見られています。

その時々で相談ができ、次への支援につながっていくように、切れ目のないサポート
ができる体制作りを進める必要性を感じています。

以上、産後ママ安心ケアサービスについて報告させていただきましたが、今後は、産後ケア事業を円滑に実施していくことだけでなく、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を実施する仕組みづくりの推進に向けて、母子とその家族が必要なときに相談を受けることができ、必要な支援につながっていけるよう取組みを進めていきたいと考えています。

その中で、特に、コーディネーターとしての保健師や助産師の役割の重要性がさらに高まっていると感じています。

現在、29人の保健師が市内25地区を分担し、地区分担制で地域での相談支援を行っています。

困ったときに、どこの誰に相談をしたらよいのか、「あなたのまちの保健師」が明確にできるよう、支援を求める家族と保健師をつなぐためのツール等も今後考えていきたいと思っています。

また、昨年度から、母子保健に関することを関係機関で意見交換・検討する場として、母子保健推進連絡会を開催しています。

今年度は、その中に、産前産後サポート部会を立ち上げ、産後ケア委託機関や助産師会等に参加いただき、昨日、第1回目の意見交換会を行うことができました。

産後ケアの取組みに止まらず、妊娠期も含めて関係機関とのネットワークづくりを様々な形で今後も進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひします。

以上、「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して～産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）の取組み～」についてご報告させていただきました。ご清聴ありがとうございました。

藤本会長

ただいま説明がありました「妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を目指して～産後ママ安心ケアサービス（産後ケア事業）の取組み～」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

宮原委員

7番目のスライドで「新生児乳児訪問」とありますが、枚方市では月300人弱ぐらいが誕生すると聞いていたように思いますが、何%ぐらい訪問可能になっているのでしょうか。ほとんど訪問できているのでしょうか。

事務局

新生児訪問は、近年は1,500件ぐらいさせていただいているので、約5割ぐらいです。

宮原委員

訪問できなかったご家庭へのフォローは、どのようになさっているのでしょうか。訪問できたところは、逆に安心ですね。

事務局

新生児訪問は、本人の希望で訪問させていただいているので、新生児訪問でお会いできなかった場合は、「こんにちは赤ちゃん事業」といいまして、保健センターが直接の担当課ではないのですが、市として乳児全戸訪問を行っています。新生児訪問を受けられなかった方に関しては、「こんにちは赤ちゃん事業」の訪問員が全戸訪問して、様々な市のサービスを紹介したり、お母さんに寄り添って様々なお気持ちをお聞きしたりするという取り組みをしています。

宮原委員

それは11番のスライドにある「生後4か月未満の児とその母」と同じことですか。この11番のスライドの対象は、「こんにちは赤ちゃん事業」のことを示しているのですか。

事務局

11番のスライドは、「産後ママ安心ケアサービス」について、「枚方市民で家族等から支援を受けられない場合や育児に不安がある、生後4か月未満の赤ちゃんとお母さん」という対象に当てはまる方であれば、希望すれば利用できるということです。

宮原委員

希望されたらこの「産後ママ安心ケアサービス」を利用できるということですが、私たちが地域活動をして一番心配なのは、こういうところに引っかかってこない母子です。「こんにちは赤ちゃん事業」というのは、社協に委託してやっている事業だと思ひますが、

そこでは訪問率はかなり高いと聞いていますが、そこと連携しつつ、それでも何の反応もないご家庭に対しては、ご自分から気がついたり苦しかったりしたら、こういう情報をもとにこういうサービスを利用してくださいれば一番いいのですが、そうではないところが一番心配なんです。そういうところのフォローがどのようになされているのかが気になってお伺いしました。

事務局

この事業だけでなく、途切れのない支援をいかに作っていくかということが大きな課題であると考えています。「こんにちは赤ちゃん事業」で全戸訪問を目標に、社協でも訪問員さんが地域の中でがんばっていただいています。それでも会えなかった場合、次は4か月健診に来られるかどうか、そこでの受診状況を確認させていただきます。そこでも来られなかった、健診も未受診だったという場合は、保健師が未受診児の全数訪問に現在取り組んでいます。何らかの形で、関係機関と連携を持ちながら、自分から声を上げてこれない方へもなんとかつながっていくように努力しているところです。

岩瀬副会長

先ほどの「働く世代への健康づくり」であれば枚方市における管理栄養士の数や、「産後ママ安心ケアサービス」であれば枚方市における保健師の数は、どれぐらいですか。

事務局

本日お配りしております「平成26年度の取組み」の7ページに現員表を載せています。健康づくりや母子保健に取り組む保健師の数は53名、管理栄養士は5名となっております。

藤本会長

実は、医師会にも最初「産後ママ安心ケアサービス」の話を持ってきていただきましたが、この事業がどれぐらい成り立つのかと心配していました。今の報告で利用が増加傾向にあるという話を伺って安心しました。

7日間連泊した方でいうと利用料が4万いくらかかかりますが、先ほどもお話がありましたように、経済的に困窮している家庭というのがたくさんあると思いますので、そういう場合は補助金的なものは考えていますか。

事務局

スライドの12番に利用料を載せていますが、市民税非課税世帯と生活保護世帯に関しては、利用料の減免制度を設けています。ショートステイの場合は5,600円の利用料を1,400円に、デイサービスの場合は2,800円の利用料を700円にするということで利用料を設定しています。

藤本会長

今話を聞いてホッとしました。人口統計でも日本人が1年間に27万人減少している時代ですし、少子高齢化がどんどん進んでいく可能性がある中で、安心して子どもを産んでいただく状況が必要だと思いますし、このサービスを利用していただいで出産後のことについては安心していただくということが必要だと思いました。

野原委員

将来的にでもいいのですが、子育ての期間は、どれぐらいを想定していますか。また、保育所は、どれぐらいニーズが満たされていますか。私たちの病院では病児保育等、保育所が非常に重要な問題になっておりまして、そこまではこの問題にはならないと思いますが、厚労省で、局地的に各病院でそれぞれ保育所等を持つよりは、各病院でまとめて保育所等を持った方がいいのではないかという発言もあります。それは別としまして、この計画というのは、だいたいどれぐらいの視野で考えているのか、産後1年までとか、どれぐらいを考えていますか。

事務局

子育ての期間をどう考えるかは難しいですが、母子保健法に規定されているのは、まずは、大きく分けると、就学前までのお子さんへの母子保健での支援と、児童福祉法に基づいて身体障害児や慢性疾患児に関しては18歳まで支援を続けるということが、今の母子保健の枠組みになっています。ただ、子育て期と考えると、学齢期やさらに思春期、思春期保健の課題、先ほどの若くて妊娠・出産されるお母さんも最近随分いらっしゃるの、思春期保健と母子保健とどう連携していくかということもとても重要な課題になってきておりますので、今のところはそのように考えております。

野原委員	保育所は、ニーズが満たされていますか。必要人数に足りていますか。
事務局	待機児童はゼロにはなっていないと思いますが、待機児童対策については、市でも全力を挙げて拡充に努めているところであると思います。
野原委員	また状況がわかれば教えてください。
藤本会長	他に何かありますか。ないようでしたら、最初の「働く世代への健康づくり」についても結構です。
田中委員	喫煙のことについてですが、東京方面の飲食店と比べると大阪の飲食店の分煙は遅れていると思いますが、この点について行政が改善することは難しいでしょうか。
事務局	大阪府としても、議会で大阪府の禁煙条例を作ろうと努力した結果がありますが、各種民間団体から非常に大きな反対がありまして、最終的には知事が議案を取り下げたという経緯があります。行政としては非常に推し進めたかった分野ではありますが、難しい。ただ、これからは、利用者がお店を選べるように、お店の中に入るまでに、きちんと分煙されているお店なのか、完全禁煙の店なのか、常時喫煙可能な店なのかというのが外からわかるようなステッカー等を貼ることによって、吸いたくない人が吸わされるのは避けようということで大阪府全体が取り組んでおります。
野原委員	喫煙が原因で肺を悪くした患者をたくさん診ていけないといけない。やはり予防・防御に相当強力に取り組んでいただきたいというのは我々医療者が本当に切実に感じていることですので、よろしくをお願いします。
藤本会長	厳しいお言葉がありましたので、是非よろしくをお願いします。
事務局	強い応援団だと思っております。よろしくをお願いします。
藤本会長	吸う場所が非常に限られているので、喫煙者にとっては非常に肩身の狭い思いになってきています。道で吸っていても罰金を払わないといけない時代というのは夢にも思っておりませんが、そんな時代になっているので、行政の方も厳しく取り締まるといふか、我々も含めて禁煙の努力をしなければいけないと思っていますので、よろしくをお願いします。
早川委員	北大阪商工会議所の事業所訪問での聞き取り内容で、行政への希望というところに情報提供の希望というのがありますが、具体的にどういった情報が欲しいのかということはお聞きになっていますか。
事務局	具体的には、生活習慣病に関する情報と従業員のメンタルヘルスの関係の情報が欲しいということ聞いています。
早川委員	実は、メンタルヘルスに関しては、労働安全衛生法の改正がありまして、今年の12月1日からストレスチェック制度というのが始まるのですが、法の規制が50人以上の事業所からスタートするので、我々の方で説明会を開催する予定にしています。大阪労働局のホームページに掲載されていると思いますので、見ていただけたらと思います。監督署の方は情報提供をしたいと思っいろいろなことをやっていますが、実際にはなかなか行き届かないという現状があります。予算もありませんし、人もいないというのがあって、周知したいけれどもできないというところがありますので、さらに連携していただければと思いますので、お声掛けしていただければと思います。資料もできるだけたくさん配布できるように、今度の説明会でもたくさんの資料をご用意させていただいていますが、北大

	<p>阪商工会議所さんで健康診断を行っている事業所の方はなかなか監督署には来られないですし、非常に行き届かない部分になりますので、そういったところをお願いできればと思います。</p>
藤本会長	<p>医師会も産業医を出しているのです、メンタルヘルスは大事だと思っています。法改正があって、勉強することが増えました。よろしくお願いします。</p>
藤本会長	<p>そろそろ意見は出尽くしたようですので、他にもご意見やご質問等があると思いますが、時間の都合もございますので、後日に、各委員から事務局へお伝えいただき、事務局は、その集約を行ったうえで、委員全員に報告し、情報の共有化を図っていただきたいと思います。</p> <p>その他に、連絡事項として、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>先ほど会長からもありましたように、質問事項やご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが、7月16日（木）までに、様式は自由ですので、メールにて、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスは、お手元の封筒の下部に記載しております。</p> <p>また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成しましたら、各委員にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
藤本会長	<p>それでは、これで、平成27年度の枚方市保健所運営協議会を終了したいと思います。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>